

議案第54号

延滞金の割合の見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

延滞金の割合の見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

平成25年9月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

延滞金の割合の見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例

(新居浜市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 新居浜市国民健康保険条例(昭和35年条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「延滞金の」を「延滞金の年14.6パーセントの割合及び」に、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)」に改め、同項に後段とし

て次のように加える。

この場合において、延滞金の額の計算の過程における金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(新居浜市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 新居浜市後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「延滞金の」を「延滞金の年14.6パーセントの割合及び」に、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、延滞金の額の計算の過程における金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(新居浜市介護保険条例の一部改正)

第3条 新居浜市介護保険条例(平成12年条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「延滞金の」を「延滞金の年14.6パーセントの割合及び」に、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当

該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、延滞金の額の計算の過程における金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部改正）

第4条 新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業施行規程に関する条例（平成10年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「延滞金の」を「延滞金の年10.75パーセントの割合及び」に、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.001パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年10.75パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年5.375パーセントの割合を加算した割合とし、年5.375パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年5.375パーセントの割合を超える場合には、年5.375パーセントの割合」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、延滞金の額の計算の過程における金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に関する条例の一部改正）

第5条 新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に関する条例（平成24年条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「延滞金の」を「延滞金（前項の規定によりなお従前の例によることとされる受益者負担金に係る延滞金を含む。）の年14.5パーセントの割合及び」に、「同項」を「同条第1項」に、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.01パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、延滞金の額の計算の過程における金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の新居浜市国民健康保険条例附則第4項、第2条の規定による改正後の新居浜市後期高齢者医療に関する条例附則第6項、第3条の規定による改正後の新居浜市介護保険条例附則第6条、第4条の規定による改正後の新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業施行規程に関する条例附則第2項及び第5条の規定による改正後の新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に関する条例附則第3項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて

適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部が改正され、地方税に係る延滞金の割合等が改められたことに伴い、国民健康保険料等の市の歳入に係る延滞金の割合の特例について見直し等を行うため、本案を提出する。